



特許書式 P4

標準特許の指定特許出願記録要請

特許法令（第 514 章）
特許（一般）規則（第 514C 章）

重要な注意事項

1. 一般的な注意事項：

- a. 手続きの言語としては中国語が英語を使用できます。別段の指示がない限り本書式は英語で記入してください。
- b. 本書式には署名と日付を記入しなければなりません。
- c. 本書式のいずれかの部分でスペースが足りない場合は別紙に続けてください。別紙には番号をふり、別紙の枚数をパート 11 (a) に記載してください。
- d. 問い合わせの方法：
 - ・ e メール： enquiry@ipd.gov.hk
 - ・ インターネットホームページアドレス： www.ipd.gov.hk

2. 個人データの取り扱い：

- a. 個人データの提供は任意です。ただし特許登録所は貴殿から十分な情報が提供されない場合に貴殿の出願、要請、通知を処理できない場合があります。
- b. 特許登録所は、本書式とこれとの関係で提出される書類で提供される個人データを出願、要請、通知を処理するため使用するほか、www.ipd.gov.hk/eng/home.htm に記載された収集の目的に使用します。特許法令第 514 章の第 147 節に従い提供される情報の一部又は全部は公衆の閲覧に付されることがあります。かかる情報はインターネットを通じてアクセスできる場合があります。
- c. 特許登録所は、本書式がこれとの関係で提出される書類に含まれる非請求個人データを公衆の閲覧に付する前に編集することがあります。具体的に提出が求められていない個人データ（第三者に関する個人データを含む）は提供しないでください。
- d. 特許法令、第 514 章の規定により、特許登録所に保管された特許記録に含まれる個人データについて、個人データ（プライバシー）法令、第 486 章の第 18 及び 22 節に従い、個人データの本人にはこれにアクセスし訂正することを要請する権利があります。
- e. 詳細については www.ipd.gov.hk/eng/home.htm にて「個人情報収集声明」を参照してください。

3. その他情報の取り扱い：

- a. 特許登録所は、本書式とこれとの関係で提出される書類で提供される営利事業 / 実体に関する情報を出願、要請、通知を処理するため使用するほか、www.ipd.gov.hk/eng/home.htm に記載された収集の目的に使用します。特許法令第 514 章の第 147 節に従いそれらの情報の一部又は全部は公衆の閲覧に付されることがあります。かかる情報はインターネットを通じてアクセスできる場合があります。
- b. 機密もしくは営利上重要とみなされる貴殿の企業情報や第三者の企業情報は盛り込まないでください。登録所は、本書式がこれとの関係で提出される書類にかかる情報が含まれている場合に、公衆の閲覧の目的でかかる情報が開示されることに貴殿が明確且つ自発的に同意したものとみなします。

4. 出願 / 要請 / 通知の提出：

Registrar of Patents, 24/F, Wu Chung House, No. 213 Queen's Road East, Wanchai, Hong Kong, China へ料金を添え直接又は郵便で。料金体系は www.ipd.gov.hk/eng/forms_fees.htm で見るすることができます。支払いは現金で直接行うか、THE GOVERNMENT OF THE HONG KONG SPECIAL ADMINISTRATIVE REGION を振り出し先に指定した小切手を送付してください。

01 貴殿の照会	
----------	--

02 出願人の詳細 (出願人の氏名がローマ字又は中国語でない場合はローマ字による音訳を記入してください。)

氏名

--

中国語の氏名 (該当する場合)

--

住所

--

03 出願人は指定特許出願にて出願人に指名された人物ですか?	該当する枠にマークを記入してください。 はい いいえ
「いいえ」に記入した場合は、標準特許付与を申請する出願人の権利を説明する 声明文 と声明の裏づけとなる 規定書類 を提出する必要があります。 (特許法令第15(2)(d)節、特許(一般)規則第9節、 www.ipd.gov.hk にて閲覧可能)	声明

注1 発明の名称は英語と中国語の両方で記入しなければなりません。

04 の名称 (注1)	
英語	
中国語	

<p>05 指定特許出願の詳細</p> <p>(a) 出願番号</p> <p>(b) 提出日 (日-月-年)</p> <p>(c) 公開番号 (ある場合)</p> <p>(d) 公開日 (ある場合) (日-月-年)</p>	
<p>06 国際出願の詳細 (下記に基づく指定特許出願の場合)</p> <p>(a) 国際出願番号</p> <p>(b) 国際提出日 (日-月-年)</p> <p>(c) 国際公開番号</p> <p>(d) 国際公開日 (日-月-年)</p> <p>(e) 国際出願が有効に国内段階に入ったことを示す指定特許庁における公開日 (上記パート 05 (d) の公開日と異なる場合)</p> <p>又は</p> <p>中華人民共和国知識産権局による国内出願通知の発行日</p> <p>(特許法令第 16 節、特許 (一般) 規則第 15 節、www.ipd.gov.hk にて閲覧可能)</p>	<p>該当する枠にマークを記入し、空欄に日付を記入してください</p> <p>_____</p> <p>(日-月-年)</p> <p>_____</p> <p>(日-月-年)</p>

注 2 先願日の主張：
 (a) 特許法令第 22 節、分割出願の場合
 (b) 特許法令第 55 節、付与後特許権利の決定に関する裁判所命令により提出される新規出願の場合。
 特許法令は www.ipd.gov.hk にて閲覧できます

07 先願の詳細 出願が先行香港 SAR 出願からの派生又は分割である場合 (注2) (a) 先願の特許法令節 (b) 先願番号 (c) 先願提出日 (日-月-年) (d) 先願記録要請の公開日 (日-月-年)	該当する枠にマークを記入してください 特許法令 第 22 節 第 55 節

08 優先権 (優先権書類は提出しないでください)
 特許法令第 98 節のもと優先権の主張がなされる場合は特許法令第 15 (2)(e) 節 (www.ipd.gov.hk にて閲覧可能) に従い
声明と詳細を提供してください。

声明

国 / 領域 / 地域	優先権出願番号	優先権出願提出日 (日-月-年)

09 発明者の氏名 (発明者の氏名がローマ字又は中国語でない場合はローマ字による音訳を記入してください。)
 指定特許出願の中に発明者の氏名がない場合は、出願人が発明者とする人物を識別する声明を提供してください。
 (特許法令第 15 (2)(b) 節、www.ipd.gov.hk にて閲覧可能)

声明

氏名	中国語の氏名 (該当する場合)

注4 中国の香港にある業務用住所を記入しなければなりません。

12 中国の香港にある業務用住所 (注4)

氏名

住所

電話番号

ファックス番号

eメールアドレス

注5 貴殿が代理人である場合は、貴殿が在住するか事業を営んでいる中国香港の住所を記入しなければなりません。

13 代理人の住所 (注5)

14 署名

私/私達は1ページの「重要な注意事項」を読み理解したことを確認します。

署名

署名者の氏名と公的立場

日付(日-月-年)